

金沢市食品ロス削減推進計画

概要案

金 沢 市

1. 計画策定の趣旨

(1) 目的

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。平成 27 年 9 月の国際連合総会では、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の削減目標が掲げられており、食品ロスの削減は国際的にも重要な課題となっている。世界には飢えや栄養不足の状態にある人々が多数いる中で、我が国は多くの食料を輸入し、大量に廃棄している。このように、食品ロス問題は我が国において真摯に取り組むべき課題である。

こうした現状を踏まえ、我が国では、平成 30 年 6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」で家庭系食品ロス量における半減目標を設定し、さらに令和元年 7 月に策定された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」で事業系食品ロス量における半減目標を設定した。また、食品ロスの削減を総合的に推進するため、令和元年 10 月 1 日に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下、「食品ロス削減推進法」という。)が施行された。

金沢市（以下、「本市」という。）では、平成 30 年に食品ロス対策事業を開始し、令和 2 年 3 月策定の「金沢市ごみ処理基本計画（第 6 期）」に食品ロス削減に関する事項を追加した。このような状況を受け、本市では、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体の連携により食品ロス削減を計画的に推進していくため、「金沢市食品ロス削減推進計画」を策定する。

(2) 計画の趣旨・位置付け

本計画は、食品ロス削減推進法第 13 条第 1 項の規定に基づき市町村が国の基本方針を踏まえて策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置付ける。

「金沢市ごみ処理基本計画（第 6 期）」、「金沢市環境基本計画（第 3 次）」、「金沢市一般廃棄物処理実施計画」、「金沢市食育推進計画（第 3 次）」等と調和を図る。

(3) 計画の範囲

本計画の対象区域は、金沢市全域とする。本計画の範囲は、食品ロスの発生抑制、食品廃棄物の減量、資源化等に関するものとする。

(4) 計画の期間

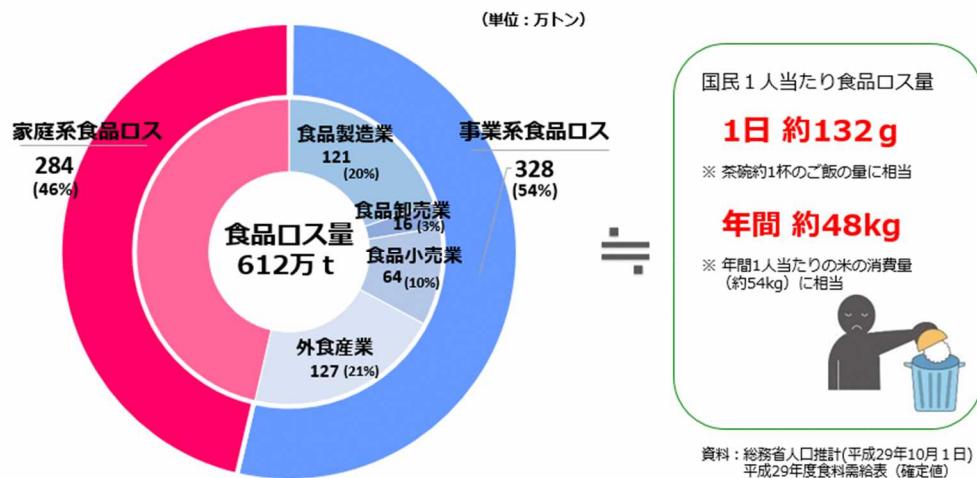
本計画の期間は、令和 3 年度（2021）から令和 12 年度（2030）までの 10 年間とする。

なお、本計画は、「金沢市ごみ処理基本計画（第 6 期）」の改訂に合わせ令和 6 年度（2024）に見直すこととし、「金沢市ごみ処理基本計画（第 7 期）」の中に位置づけることを想定している。

2. 食品ロスの現状

(1) 日本の食品ロス量

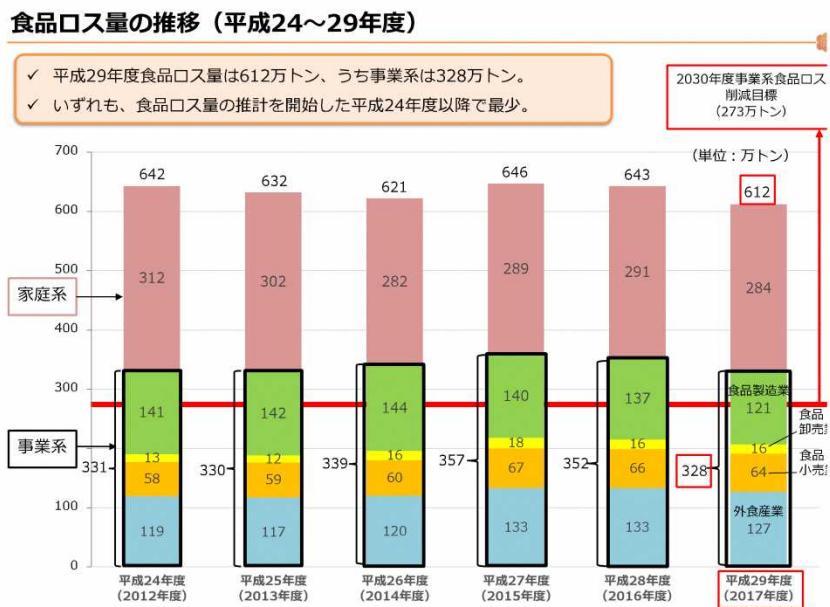
農林水産省及び環境省は、平成24年度以降、食品ロス量の推計を行い公表している。平成29年度の食品ロス量は約612万トン。内訳は事業系食品ロス328万トン、家庭系食品ロス284万トンで、いずれも推計を開始した平成24年度以降最小となっている。



出典：食品ロスとは（農林水産省ホームページ）

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_4.html

図1-2-1 食品ロスの内訳



出典：食品ロス及びリサイクルを巡る情勢＜令和2年5月時点版＞

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/161227_4-147.pdf

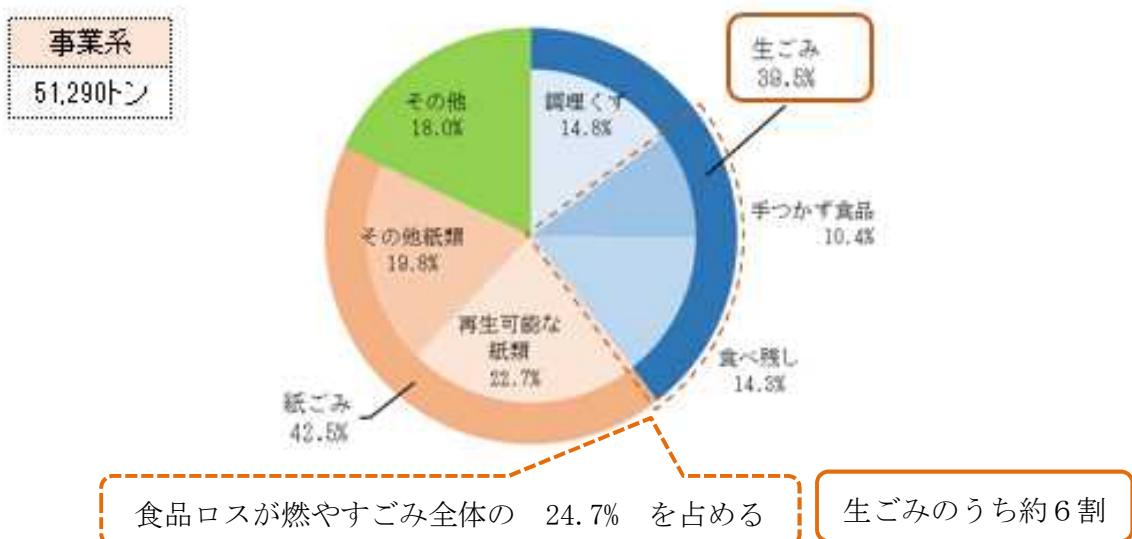
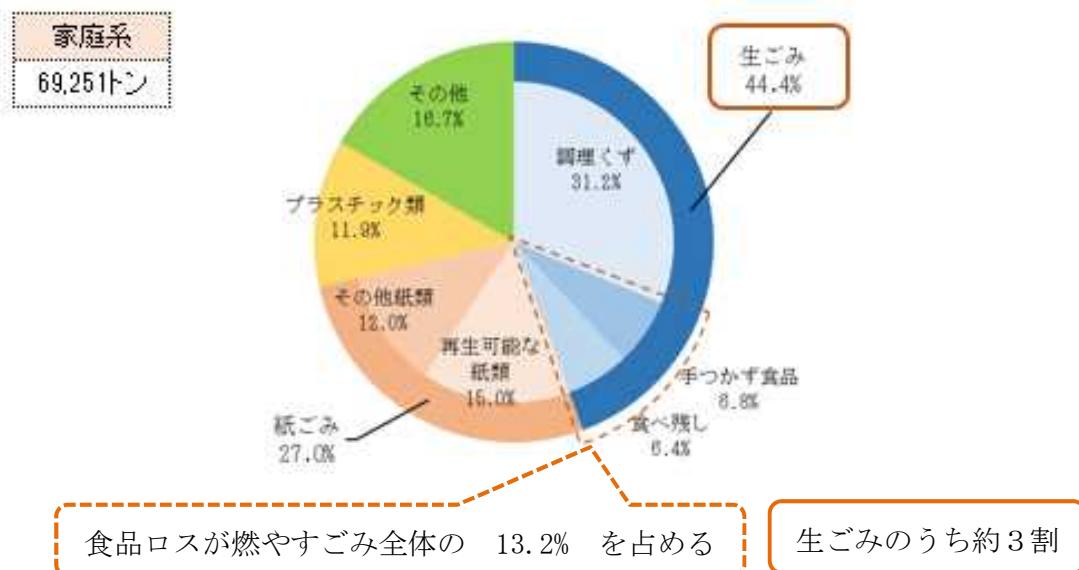
図1-2-2 食品ロス量の推移

(2) 金沢市の食品ロス量

平成 30 年度ごみ組成調査結果から、金沢市の食品ロス量を次のように推計している。

約 21,800 トン [家庭 : 9,100 トン 事業者 12,700 トン]

【燃やすごみの内訳】



(3) 本市の主な食品ロス対策事業の現状

1) 家庭における対策

- ①食品ロス削減料理教室の開催
- ②食品ロス削減啓発リーフレット作成・配布
- ③食品ロス削減に関する出前講座（かがやき発信講座等）の実施
- ④フードドライブ定期受付窓口の設置

フードドライブ事業では、家庭で余っている食品を集め、NPO 法人いしかわフードバンク・ネットを通じて福祉団体等へ提供している。現在、支援を必要としている方や子ども食堂などで活用されている。平成 30 年に金沢市保健所の窓口が開設され、令和元年には、元町福祉健康センターと泉野福祉健康センターが追加された。さらに、令和 2 年 5 月から、第二本庁舎に常設窓口が開設された。表 2-2-1 に、受付窓口に持ち込まれた食品の量を示しているが、過去 2 年の実績から、持込量は増加している。

表 2-2-1 受付窓口に持ち込まれた食品の量

	人数（人）	個数（個）	重量（kg）
H30	390	4,101	1,148.0
R1	539	5,081	2,088.7

2) 事業所における対策

- ①宴会時の食べきり啓発チラシの作成・配布
- ②食品ロス削減協力店制度「いいね・食べきり推進店」の開始（R1.5 月～）
登録店舗数 138 店舗（R2.9 月末現在）
- ③民間スマートフォンアプリ「TABETE」を活用したフードシェアリングモデル事業の実施（R1.7～）

令和元年度における、フードシェアリングモデル事業の実績を表 2-2-2 に示す。令和 2 年 9 月現在、本事業における「TABETE」のユーザー登録者数は 2,514 人、登録店舗数（市外含まず）は 61 店舗である。

表 2-2-2 フードシェアリングモデル事業実績

年度	合計出品数	合計購入数	マッチング率 (出品数／購入数)
令和元年	6,995	4,367	62 %

3. 課題の整理

(1) 家庭系食品ロス

- ・食品ロス問題への認知度は高いが、法律や事業の認知度が低いことから、広報や啓発方法に工夫が必要である。

【認知度】

食品ロス：92.7%、食品ロス削減推進法：13.3%、フードシェアリング事業：31.8%

いいね・食べきり推進店：3.0%、フードドライブ窓口：30.9%

- ・食品ロスを減らす取組をしている人の割合は8割を超えており、実際に家庭からの食品ロスが全くないと回答した人の割合は低いことから、具体的な行動の実践のための取組が必要である。
- ・フードドライブについて、3割が持ち込みたいが、窓口まで行くのが困難又は面倒に感じていることから地域モデル開設事業を拡大等により身近な場所で受付することができる取組を行う必要がある。
- ・食品ロス対策の活動を身近に感じてもらうために、実際に活動を体験した人の意見や感想を共有し、取り組みを促していく必要がある。

(2) 事業系食品ロス

- ・事業系食品ロスは、期限切れによる食材の廃棄や商品の売れ残りが多いことから、在庫管理や発注の管理等、事業者側の工夫のほか、市民に向けた啓発により、消費者行動の変容を促す取組が必要である。
- ・食べ残しは、宴会やパーティーでのコース料理形式で発生しやすいという結果から、「いいね・食べきり推進店」の登録・利用促進等により、外食時の食品ロス削減を推進する必要がある。
- ・外食で食べきれなかった料理は、持ち帰って食べることで食品ロス削減につながるが、その普及施策については、食品衛生上の観点から十分に検討する必要がある。

【アンケート結果より】

持ち帰り対応について、市民の9割が賛成しており、事業者側も「要望があればできる限り応えたい」とし、約半数が持ち帰り対応を行っている。一方、衛生上の安全に不安があるという回答が、双方に多数みられた。

- ・フードバンクを活用している製造・小売の事業所が少ないことから、実施している事業所の活動例等の情報を共有し、取り組みを促していく必要がある。

4. 食品ロス削減推進計画（骨子）

（1）基本理念（市の目指す姿）

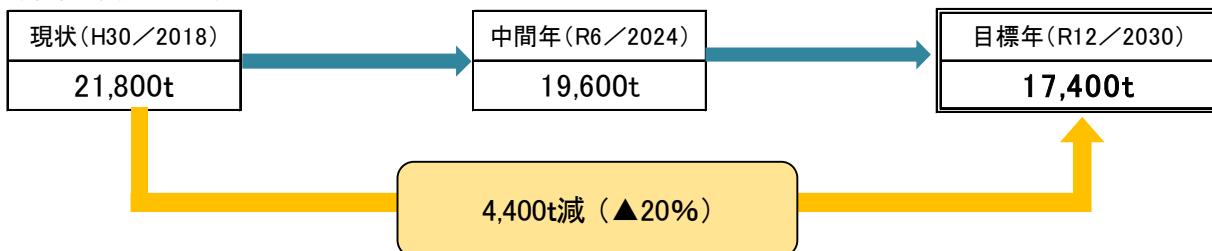
食べ物の“もったいない”がないまち

豊かな食文化と食べ物を大切にする意識を持つ私たちが“もったいない”を再認識し、市民・事業者・市の相互の連携協力により、食品ロスの削減につながる取り組みを進め、環境負荷の少ない持続可能なまちの実現を目指す。

（2）数値目標

国の削減目標を踏まえ、目標年を令和 12 年度（2030）、中間年を令和 6 年度（2024）とし、次のように数値目標を設定する。

〔本市の食品ロス量〕



（3）各種目標値との比較

国は、「第四次循環型社会形成推進基本計画」及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」において、「2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を半減させる」を削減目標に設定している。国内の食品ロス量を直近統計年の平成 29 年度（2017）から目標年までは約 20% の削減となる。

	基準年 H12(2000)	直近統計年 H29(2017)	目標年 R12(2030)
家庭系	433	284	216
事業系	547	328	273
合計	980	612	489

半減 20%減 ↑

(4) 基本方針と主な取組

基本方針と主な取組を以下に示す。（新規）は令和3年度以降の新たな取組を示す。

基本方針1 食品ロス発生抑制のための普及啓発

- 1) 暮らしの中での食品ロスの削減
 - ・家庭での食品ロス記録モニター事業の実施（新規）
 - ・食品ロス削減をテーマにしたレシピコンテストの実施（新規）
 - ・子育て情報とリンクした普及啓発（新規）
- 2) 若年者、子どもへの周知啓発
 - ・子ども向け食品ロス削減啓発資材の作成・配布（新規）
 - ・学生との協働による普及啓発事業の実施（新規）
 - ・幼児向け出前講座や小学生向け学習講座の実施

基本方針2 市民・事業者との協働による食品ロス削減の推進

- 1) フードバンク事業の推進（新規）
 - ・小売店と直結したモデル事業の実施
- 2) フードドライブ活動の拡充
 - ・地域におけるモデル窓口開設の拡充
 - ・定期受付窓口の継続
- 3) 食品事業者における食品ロスの削減
 - ・販売期限切れ食品の廃棄削減キャンペーンの実施（新規）
 - ・外食時の持ち帰り対策についての検討（新規）
 - ・いいね食べきり推進店の登録・利用促進
 - ・フードシェアリング連携事業の拡充
 - ・事業者向け講習会の開催

基本方針3 食品ロス削減に向けた推進体制の整備

- 1) 関係団体との連携強化（新規）
 - ・食品ロス削減に向けた協議会の設置
- 2) 庁内関係部局間での連携した施策の実施（新規）
 - ・庁内推進組織の設置
 - ・消費者行政や食育推進と連携した事業の実施
 - ・食文化の魅力発信や加賀野菜・海の幸等のPRにあわせた情報提供

基本方針4 食品廃棄物の資源循環の推進

- 1) 適正な再生利用の取組促進
 - ・事業系生ごみリサイクルシステムの構築（新規）
 - ・家庭系生ごみリサイクル循環システムの拡充

(5) 計画の進行管理

本計画を着実に進めていくために、食品ロスや食品廃棄物の排出量及び処理状況の把握するとともに、施策の取組状況を定期的に点検・評価し、P D C Aサイクルに従った進行管理を行い、必要な改善策や新たな施策の展開につなげていくこととする。

